



平成 21 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイテクト
代 表 者 名 取締役社長 横山 元彦
(コード番号 6473)
問 合 せ 先 執行役員経理部長 酒井 祥夫
(TEL 052-527-1909)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 109 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり当社定款を変更するものであります。また、当社発行の転換社債型新株予約権付社債が平成 21 年 3 月 31 日に償還されたことに伴い、附則第 1 条を削除するものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって現行の第 7 条(株券の発行)を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 7 条、第 8 条第 2 項)
- (2) 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 9 条)
- (3) 上記(1)の第 7 条の削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p><u>第7条(株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行)</u> ①当社の単元株式数は、100株とする。 ②当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p><u>第9条(単元未満株式についての権利)</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> <p><u>第10条～第37条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 既発行の転換社債の転換により発行された株式の最初の剰余金の配当は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式 (削除)</p> <p><u>第7条(単元株式数)</u> 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)</p> <p><u>第8条(単元未満株式についての権利)</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> <p><u>第9条～第36条</u> (現行定款第10条～第37条のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除) (削除)</p>